

令和 7 年 7 月 2 4 日

質問回答書

件名：宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気の供給

No.	質問内容	回答
1	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	供給会社：株式会社イーセル 計量日：毎月末日の24時
2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	仕様書に記載のとおり
3	各施設について、自家発補給電力の契約なしで変更ございませんでしょうか。	変更なし
4	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	貴見のとおり
5	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	仕様書に記載のとおり
6	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	別紙様式2の入札金額計算書にて、税込単価用と税抜単価用のどちらかを用いて積算ください。
7	入札算定額の各計算過程における端数処理については資料2に記載の通りに算定すれば宜しいでしょうか。	貴見のとおり
8	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	ダウンロード先URL、請求情報アップロードの通知方法、改ざん防止のための措置、請求情報の問い合わせ先、その他ダウンロードに当たって必要な事項（ID/パスワード等）を確認のうえ、ダウン

		ロード方式による請求対応の可否を判断します。
9	電気需給契約書(案)第8・9条に關しまして 弊社では検査を受けるための通知は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております、お客さま専用Webページにて請求書をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	了承します
10	ダウンロード可能な請求書へは請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します
11	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します
12	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	了承します
13	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。(長期連休時に20日頃になる可能性がございます)ご承諾いただけますでしょうか。	了承します
14	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。	了承します
15	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	了承します

16	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません
17	複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します
18	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	了承します
19	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	電気需給契約書（案）第12条のとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、毎月変動する燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。」となります。
20	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません
21	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議します

22	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更（増減）予定はありませんが、不測の事態による増減の可能性はあります。 その場合、電気需給契約書（案）第3条第2項にあるとおり、協議を行います。
23	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承くださいませでしょうか。	了承します
24	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW	契約電力：900kW 最大需要電力： 2024年7月 782kW
25	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	相違ありません
26	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応できません

27	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	同意書による対応は可能ですが、請求に係る手数料は貴社で対応願います。
28	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	同上
29	入札保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	入札保証金については、入札公告の「3 競争入札に参加するものに必要な資格について」に記載されている要件をすべて満たす場合は、不要となります。 また、契約保証金については、（資料1）よくある質問及び回答一覧No.16に記載のとおり必須となりますが、ただし書きのとおり「宮崎県との間に種類と規模をほぼ同じくする契約の履行完了実績がある場合は、履行を証明する書面の提出を省略できるものとします。」となります。
30	入札保証金について、免除申請に必要な書類をご教示お願いいたします。	同上
31	入札保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願いいたします。	契約保証金は、開札後、宮崎県財産総合管理課から落札者へ契約保証金について確認を行います。
32	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	工事の予定はありません。（（資料1）よくある質問及び回答一覧をご確認ください。） 契約後工事作業が発生した場合は予定日の2ヶ月前までに協議を行います。

33	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	同上
34	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	同上
35	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいましてでしょうか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	落札者のみに電話で連絡後、開札結果一覧は、後日、県警ホームページで公表
36	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	可能
37	入札説明書13.契約書の作成（3）に「この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない」と記載がございますが、締結日が7日以内ということでしょうか。それとも契約書の現物（押印済のもの）が7日以内に届かないといけないということでしょうか。	入札説明書記載のとおり、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければなりません。 ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば問題ありません。